○道費単独補助事業等における消費税等仕入控除税額の取扱いについて

（平成27年5月29日　局財指第125号
各部長、各種委員会事務局長、
議会事務局長、各部局長あて
出納局長、総務部長）

〔沿革〕　令和元年5月7日局財指第52号　改正

補助事業者又は間接補助事業者（以下「補助事業者等」という。）が道費単独補助事業等を実施する過程において、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れを行うときは、仕入先に対し消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む支払を行うことになりますが、当該補助事業者等が消費税法上の課税事業者である場合にあっては、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額（以下「仕入控除税額」という。）として税務署に納める消費税の納税額から控除できる場合があります。

この場合にあっては、当該補助事業者等は、補助対象経費に含まれる消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を結果として負担しないことになるため、道としては、当該補助事業者等に対し、当該補助対象経費に含まれる消費税等仕入控除税額に補助率等を乗じて得た金額の返還を求める必要があります。

このため、道が交付する補助金等のうち道費のみを財源とするもの（補助対象経費が人件費、利子補給金、土地購入費、授業料その他の非課税経費のみのもの及び消費税法第２条第１項第４号に該当しない補助事業者等に交付するものを除く。）について、次のとおり補助対象経費に含まれる消費税等仕入控除税額に係る補助金等の返還に係る取扱いを定め、平成28年４月１日から適用することとしますので、事務処理を適正に行ってください。

なお、「道費単独補助事業等における消費税相当額の取扱いについて」（平成６年３月30日付け局総第762号総務部長、出納局長通達）は、この通達をもって廃止します。ただし、平成27年度以前において補助金等の交付決定を行った補助事業等に係る取扱いについては、なお従前の例によることとします。

記

１　消費税法上の課税事業者である補助事業者等の課税売上高・課税売上割合による区分

(1)　課税売上高が５億円以下、かつ、課税売上割合が95パーセント以上である場合

補助事業者等の課税仕入れに係る消費税額が課税標準額に対する消費税額から全額控除されることとなるので、補助対象経費に含まれる消費税等仕入控除税額に補助率等を乗じて得た金額に相当する補助金等の返還を求める。

(2)　課税売上高が５億円超え、又は課税売上割合が95パーセント未満である場合

仕入控除税額の計算方法の区分により、それぞれ次のとおり取り扱う。

ア　個別対応方式

補助事業者等が仕入控除税額の計算方法として、個別対応方式を採用している場合にあっては、補助対象経費に含まれる消費税等仕入控除税額は、次の(ｳ)に課税売上割合を乗じて得た額に、次の(ｱ)を加えた額となるので、当該消費税等仕入控除税額に補助率等を乗じて得た金額に相当する補助金等の返還を求める。ただし、補助対象経費に含まれる消費税等相当額の全額が、次の(ｲ)に該当する場合は、当該消費税等相当額は全額控除されないこととなるので、補助金等の返還を要しない。

(ｱ)　課税売上げのみに対応する課税仕入れ等の消費税等相当額

(ｲ)　非課税売上げのみに対応する課税仕入れ等の消費税等相当額

(ｳ)　課税売上げと非課税売上げに共通して対応する課税仕入れ等の消費税等相当額

イ　一括比例配分方式

補助事業者等が仕入控除税額の計算方法として一括比例配分方式を採用している場合にあっては、補助対象経費に含まれる消費税等仕入控除税額は、課税仕入れ等に係る消費税等相当額に課税売上割合を乗じて得た額となるので、当該消費税等仕入控除税額に補助率等を乗じて得た金額に相当する補助金等の返還を求める。

2　地方公共団体の特別会計、消費税法別表第３に掲げる公共法人等

(1)　特定収入の割合が５パーセントを超える場合

地方公共団体の特別会計、消費税法別表第３に掲げる公共法人等（以下「別表第３法人等」という。）は、基本的には課税事業者であるが、補助事業者等である別表第３法人等における収入（歳入）に対しての補助金、寄附金など消費税法第60条第４項に規定する特定収入の割合が５パーセントを超える場合は、特例により、通常の課税事業者と同様に計算した場合の仕入控除税額から特定収入に係る課税仕入れ等の消費税相当額を差し引いた残額のみを仕入控除税額として控除することとなり、特定収入である補助金等に係る仕入控除税額が確定申告により控除されることはないので、補助金等の返還を要しない。

(2)　特定収入の割合が５パーセント以下の場合

特定収入の割合が５パーセント以下となった場合は、仕入控除税額の特例措置は受けられないこととなるため、１の場合と同様に補助金等の返還を求める。

3　免税事業者及び簡易課税制度適用事業者

補助事業者等が免税事業者及び簡易課税制度適用事業者である場合は、補助金等の返還を要しないこととなるが、免税事業者及び簡易課税制度適用事業者であることを明らかにする書類を付けてその旨を報告させること。

4　地方公共団体の一般会計

地方公共団体が直接実施する補助事業であって、その予算が一般会計であるものについては、課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなすこととされており、補助金等の返還を要しないこととなるため、補助金等の交付申請時に当該地方公共団体が一般会計の予算で当該補助事業を執行するものであることを確認すること。

5　交付要綱に設ける規定

交付要綱等の作成に当たっては、次の規定を設けるものとする。

補助事業者等は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請

しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

6　交付決定に当たっての補助条件

５のただし書に該当する場合にあっては、交付決定に当たり次に掲げる条件を付けるものとする。

(1)　事業実施主体が補助事業者等である場合

ア　補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

イ　補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

(2)　事業実施主体が間接補助事業者等である場合

ア　補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

イ　補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

7　国費を財源とする補助金等

国費を財源とする補助金等についても、基本的に考え方は同様であると考えられるが、補助金等返還相当額の報告書の提出も含め、国に照会や確認をしながら対応する必要があること。

（出納局財務指導課企画グループ）

別記様式

第　　号
年　　月　　日

北海道知事　　様

補助事業者等　　㊞
（団体等名及び代表者氏名印）

補助金に係る消費税等仕入控除税額について

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金の交付決定を受けた　　事業について、同指令条件第　　項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１　補助金の確定額　　金　　円

２　補助金の確定時における消費税等仕入控除税額　　金　　円

３　消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額　　金　　円

４　要補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・消費税確定申告書付表２「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の内訳を記載した書面（別記様式別紙）
・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料

５　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔　　〕

（注）　消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔　　〕

（注）　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が５パーセントを超えることを確認できる資料

注　間接補助事業等の場合にあっては、集計表（各事業実施主体ごとの１から６までの事項を記載した書面及び別記様式別紙）を添付すること。

別記様式別紙

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	課税売上割合95％以上		個別対応方式		一括比例配分方式

課税売上割合	％

区分	補助対象経費①	①の内訳		②のうち消費税等相当額③	③の内訳			仕入控除税額⑥	補助率等⑧	補助金に係る消費税等仕入控除税額⑦×⑧
		課税対象②	非課税		課税売上対応④	共通売上対応⑤	非課税売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	％	円
計								⑦		

注１　「③の内訳」欄については、課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。
２　「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。
(1) 課税売上割合が95％以上の事業者の場合・・・③＝⑥
(2) 課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④＋［⑤×（課税売上割合）］
(3) 課税売上割合が95％未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×（課税売上割合）